エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付要領

（公財）若狭湾エネルギー研究センター

（通則）

第１条　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、本交付要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、県内の企業等が電力事業者または公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究等により開発した、原子力・エネルギー分野（廃止措置関連含む）、地域産業活性化分野、環境分野、植物工場・施設園芸分野、防災分野に関連する製品・技術の販路開拓を促進することにより、嶺南Ｅコースト計画に掲げる「多様な地域産業の育成」と「デコミッショニングビジネス※の育成」を推進することを目的とする。

※原子炉の廃止措置(decommissioning)に際して、除染、解体、廃棄物処理など関連業務の受注を目指すビジネス

（定義）

1. この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

（１）「製造業」とは、「日本標準産業分類（総務省）」による製造業をいう。

（２）「試験研究機関」とは、独立行政法人の試験研究機関、国または地方自治体が設置または出資した試験研究機関をいう。

（補助対象者等）

第４条　補助対象者、補助対象事業、補助事業の実施期間、補助率および補助限度額は、別表第１のとおりとし、補助対象経費の内容と要件は、別表第２のとおりとする。

（事業計画の提出）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第１号）１通ならびに過去３年間の決算報告書等を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

（審査結果の通知）

第６条　理事長は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、その内容が補助金の交付の目的に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

２　理事長は、前項の規定による審査において、前年度の補助事業における成果評価の結果を踏まえるものとする。

（交付申請）

第７条　前条の規定により、適正と認められた審査結果の通知を受けた者は、補助金交付申請書（様

　式第２号）１通を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

（交付決定）

第８条　理事長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、申請書等の書類の審査および現地調査等により、その内容が補助金の交付の目的に適合するものであるかどうかを検査し、補助金交付の決定または不交付の決定を行い、申請者に通知する。

（計画の変更）

第９条　補助金等の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該年度の９月１５日までに計画変更承認申請書（様式第３号）１通を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

（１）補助事業の内容の変更が見込まれるとき。

（２）補助事業の遂行状況に鑑み、補助金交付額総額（前条の補助金交付決定通知に記載された補助金交付額を指す。）の変更が見込まれるとき。

２　前項の規定による申請期日後、やむを得ない事由により補助事業の内容または補助金交付額総額（前項により変更承認を受けた場合には、変更後の補助金交付額を指す。以下、本項において同じ。）の変更をするときは、補助事業の終了１ヶ月前までに、計画変更承認申請書（様式第３号）１通を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更は、この限りではない。

　（１）補助事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、内容（数量、仕様等）を変更するとき。

　（２）補助金交付額総額の１５％以内の変更。

（事業の中止または廃止）

第１０条　補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第４号）１通を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第５号）１通を理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第１２条　補助事業者は、公益財団法人　若狭湾エネルギー研究センター（以下「エネ研」という）の会計年度の９月３０日までの遂行状況について、１０月１０日までに遂行状況報告書（様式第６号）１通を理事長に提出しなければならない。ただし、９月３０日までに補助事業を完了または廃止したときを除く。

２　理事長は、前項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業の遂行状況が補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

（実績等報告）

第１３条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)　またはエネ研の会計年度の２月末日が終了したときは、補助事業が完了した日から起算して１ヶ月以内または補助事業に係るエネ研の会計年度の３月１０日のいずれか早いうちに成果報告書（様式第７号）１通ならびに実績報告書（様式第８号）１通を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１４条　理事長は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果を評価するとともに、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１５条　前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第９号）１通を理事長に提出しなければならない。

２　精算払請求書には、交付額確定通知の写しを添付しなければならない。

（財産の管理・処分の制限等）

第１６条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

２ 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第１０号）１通を備え、管理するとともに、補助事業の完了後にエネ研に提出しなければならない。

３　取得財産等であって、１件あたりの取得価格または効用の増加価格が５０万円以上の機械、器具、備品およびその他のもののうち、別表第３に掲げるものについては、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

４　補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第１１号）１通を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

５ 理事長は前項の承認をした補助の事業者に対し、当該承認に係る財産を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、別表第３に定める方法で算定した額をエネ研に納付させることができるものとする。

（企業化の状況報告）

第１７条　補助事業者は、補助事業の完了した日（補助事業に続いて、同一補助事業計画に係る継続の補助事業が実施された場合には、当該継続補助事業の最終の補助事業の完了した日をいう。）の属する年度の終了後５年間、エネ研の毎会計年度の終了後３０日以内に当該補助事業に係る過去１年間（補助事業の完了した日の属する年度の翌年度については、補助期間を含む期間）の企業化状況等について、別表第４に掲げる算出方式により、企業化状況報告書（様式第１２号）１通を理事長に提出しなければならない。

（成果の発表等）

第１８条　補助事業者は、理事長から補助事業の研究内容等についての発表等を要請されたときは、それに協力しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第１９条　補助事業者は、当該補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権または著作権等を、補助事業年度または補助事業年度の終了後５年以内に出願もしくは取得した場合またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、エネ研の当該会計年度の終了後３０日以内に産業財産権届出書（様式第１３号）１通を理事長に提出しなければならない。

（収益納付）

第２０条 理事長は、補助事業者が当該補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額をエネ研に納付させることができるものとする。

（帳簿等の整備）

第２１条　補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属するエネ研の会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（検査および調査）

第２２条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日に属するエネ研の会計年度の終了後５年が経過するまでの間、エネ研が行う当該補助金に関する検査および調査について協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

第２３条　理事長は、第１０条による補助事業の中止または廃止の申請のあった場合および次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第８条の交付決定の全部または一部を取り消しまたは変更することができる。

（１）本要領に基づく理事長の処分もしくは指示に違反したとき。

（２）補助金を補助金事業以外の用途に使用したとき。

（３）補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をしたとき。

（４）前各号に掲げる場合の他、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

（補助金の返還）

第２４条 理事長は、前条の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金および遅滞金）

第２５条 補助事業者は、第２４条の規定による返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利１０．９５％の割合で計算した加算金をエネ研に納付しなければならない。

２ 補助事業者は補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利１０．９５％の割合で計算した延滞金をエネ研に納付しなければならない。

附　則

１　この要領は、令和２年４月８日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象事業 | 補助率・補助限度額 | 補助事業の実施期間 |
| ①「新産業創出シーズ発掘事業」により製品等を開発した企業②「嶺南地域新産業創出モデル事業」により製品等を開発した企業③電力事業者や若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究にて製品等を開発した企業④県（原子力安全対策課）が開催した「廃炉業務評価委員会」において、廃炉業務で活用可能と評価された製品等を開発した企業 | 1. 原子力・エネルギー分野 （廃止措置関連含む）
2. 地域産業活性化分野 （農林水産物、鉱工業品等の地域資源活用関連）
3. 環境分野 （温暖化ガスの削減、廃棄物の低減・リサイクル推進、環境保全関連）
4. 植物工場・施設園芸分野（新品種の開発、センシング機器や収穫ロボット等に係る技術）
5. 防災分野（熱中症対策、自然災害の予兆を監視する技術や避難所で役立つグッズの開発）

※上記分野の事業に係る展示会出展などの販路開拓、新商品の広報宣伝活動 | 補助対象経費の１／２以内１件につき２,０００千円以下 | ２年以内ただし、毎年審査を実施 |

別表第２

|  |
| --- |
| 補助対象経費の内容と要件 |
| 補助対象経費 | 内　　容 | 補助対象経費別の要件 | 補助対象経費全体の要件 |
| ①消耗品費 | 「消耗品の購入に要する経費」・当該研究開発に必要な実験、分析等を行うための材料、試薬等の消耗品の購入に要する経費。・求評活動に必要なもので、当事業での使用分が特定できる消耗品の購入費。 | * 事務用品等、汎用性が高い消耗品（パソコン）は、補助対象外とする。
 | * 補助対象物件の数量および金額は、当該研究開発のために必要な最小範囲に限定すること。
* 補助対象経費に計上し取得するものは、当該補助事業の目的のみに使用するものであること。
* 海外工場等に係る費用は、補助対象外とする。
* 補助対象経費に計上し取得するものは、交付申請書に見積書を添付すること。
* 補助対象経費の支払については、原則、銀行振込によるものであること。（回し手形、相殺等による支払による支払は補助対象外とする。）
* 補助対象経費の支払については、補助対象経費のみの支払とし、振込手数料は補助対象外とする。（但し、購入代金に振込手数料が含まれている場合は補助対象とする）

・銀行振込による支払が不可能であることにやむを得ない理由がある場合には、現金支払を認める場合もある。* 補助対象経費に計上し取得するものは、交付決定後に発注し、補助事業期間（エネ研の会計年度）中に支払を決済するものであること。
* 補助対象経費については、必要な書類（仕様書・カタログ等、見積書、相見積書、発注書、発注請書、納品書、請求書、支払証明書類（振込依頼書、当座勘定照合表）を整備、保管すること。
* グループ内での企業間取引に要する経費は補助対象外とする。

・消費税については、補助対象外とする。 |
| ②原材料費 | 「原材料および副資材の購入に要する経費」* 当該研究開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費。

・求評活動に必要なもので、当事業での使用分が特定できる原材料の購入費。 | * 原材料の受払いの都度、材料の種別または仕様別に、受払年月日、受払数量等必要事項を記載した受払簿を作成すること。
* 研究途上において発生した仕損じ品および研究に使用したテストピース等の補助対象物件は保管すること。
* 保管が困難な場合は、物件の内容が確認できる写真等により代用できるものとする。
 |
| ③機械装置費 | 「機械装置または工具器具の購入、借用等に要する経費、機械改造費」* 当該研究開発に必要な機械装置または自社により機械装置を製作・改造する場合の部品の購入に要する経費。
* 当該研究開発に必要な機械装置を借上げした場合、外注加工した場合に要する経費。

「構築物等の購入、建造、改良（※1）、据付、修繕（※2）または借用に要する経費」（※1）「改良」とは、機能を高め、または耐久性を増すための行為のこと（※2）「修繕」とは、機能を維持するために行う修理、保守のこと・当該研究開発に必要な施設の整備に要する経費。 | * 生産設備（品質管理用を含む）は、補助対象外とする。
* 汎用性のある機械装置、工具器具（コンピュータ等）は、補助対象外とする。
* 販路開拓を目的とした機械器具等の購入費が取得価格で税抜き５０万円以上のものは補助対象外とします。
* 機械装置の試作開発を行う場合は、装置の設計図等を整備、保管すること。
* 部品等の開発後に現物の確認が困難な場合については、納品時の写真等を整備、保管すること。
* 補助事業で購入等した「機械装置」等は当該補助事業以外の目的には、使用しないこと。
* 分析等機械装置の購入は、原則として補助対象外とする。ただし、使用頻度等を勘案して妥当なものであれば認められるものとします。
 |
| ④外注加工費 | 「外注加工に要する経費」* 当該研究開発に必要な原材料等の再加工および設計等を外注する際に要する経費。
 | ・仕様書、発注図面等を整理・保管すること。・外注加工により機械装置・工具を製作する場合、機械装置費に計上すること。・研究開発要素を含む外注は、補助対象外とする。 |
| ⑤特許取得費 | 「特許等に要する経費」・研究開発の成果に係る産業財産権等の出願に要する弁理士、または弁理士の手続代行費用等の出願に要する経費のうち、当該年度内に契約および支払いがなされるもの。 | * 特許庁に支払う手数料は、補助対象外とする。
* 国際特許出願に要する経費は、補助対象外とする。

・拒絶査定に対する審判請求または訴訟を行う場合に要する経費は補助対象外とする。 |
| ⑥調査費 | 「市場調査や販路開拓の調査に要する経費」・当該研究開発に必要な市場調査や産業財産調査を委託する場合に支払われる経費。・市場調査等で必要な国内の旅費(交通費・宿泊費のみ)や資料等の購入に要する経費。 | * 実用化研究枠は、補助対象外とする。
* 海外調査費は、補助対象外とする。

・共同研究費とあわせた補助金交付申請額が、補助金交付申請額総額の１／２以内とする。ただし、直接調査を実施する場合の費用は除く。・調査に伴う出張にあたっては、公共交通機関を利用し、調査内容、期間等が明記された資料を整理、保管すること。・販路開拓や広報に必要な情報収集、調査、打合せ等を行う場合に要する経費とします。 |
| ⑦共同研究費 | 「大学や試験研究機関との共同研究に要する経費」* 大学等と共同研究する場合に支払われる経費。
 | ・大学等との共同研究に係る負担金（大学の管理費）、奨学寄付金等は補助対象外とする。・調査費とあわせた補助金交付申請額が、補助金交付申請額総額の１／２以内とする。・大学等で行う研究開発に係る物品の購入等については、全購入リスト一覧表を作成いただくともに、見積書、納品書、請求書、会計処理書類関係を提出していただきます。・共同研究に係る作業補助員（学生アルバイト等）については、支出規定・単価表、勤務表、支給調書等、会計処理書類関係を提出していただきます。・福井県が設置した試験研究機関に対する支出は、補助対象外とする。 |
| ⑧販路開拓費 | ・展示会出展料、設営等への支払いに要する経費。※求評活動に必要な会場や展示小間の借上げに要する経費や工事・装飾に要する経費。・試作品の求評活動や試験検査等に必要なサンプル品の作成に要する経費。・自社の社員が、出展のために展示会会場に行く場合の旅費。「広報費」・ポスター等の作成、広告媒体（新聞・雑誌等）の活用に要する宣伝費・事業に必要な通訳および翻訳を依頼する際に要する経費。・求評用の印刷物など、当事業での使用分が特定できる印刷費。・販路開拓・広報を目的としたホームページの制作費。「専門家招聘費」・指導・助言等を受けるために招聘した専門家に対する謝金および旅費等の経費 | ・専門家招聘費における海外からの招聘に要する経費は、補助対象外とする。 |
| ⑨その他の経費 | 「その他理事長が必要と認める経費」* 測定、分析、解析、試験等の委託に要する経費等で、理事長が必要と認める経費。
 | * 許認可に係る測定等の委託に要する経費は、補助対象外とする。
 |

別表第３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 財産の種類 | 財産処分制限期間 | 財産処分によりエネ研に納付する金額の算定方式 |
| 原材料（原材料により製作されたものを含む。ただし、機械装置・工具器具となるものを除く。） | 補助事業が完了した日の属するエネ研の会計年度の終了後５年間。 | 「Ｅ＝（Ａ－Ｂ）×Ｄ／Ｃ」Ａ：当該財産処分したことにより得た収入　　ただし、目的外使用する場合の機械装置・工具器具につ　　いては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭　　和４０年大蔵省令第１５号）に基づき減価償却した後の 価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。Ｂ：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤　　去費用等の費用Ｃ：当該処分財産に係った補助対象経費Ｄ：Ｃに対する当該補助金の確定額Ｅ：エネ研への納付額　　ただし、Ｅは、Ｄから企業化状況報告による収益納付の　　累積額を控除した金額を限度とする。 |
| 機械装置 | 補助事業が完了した日の属するエネ研の会計年度の終了後５年間。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数期間が５年以上のものは、その耐用年数期間。（耐用年数期間が５年以上の機械装置等を購入した場合は、その耐用年数期間に応じ、関係書類を整備すること） |
| 外注加工（外注加工により製作されたものを含む。ただし、機械装置・工具器具となるものを除く。） | 補助事業が完了した日の属するエネ研の会計年度の終了後５年間。 |
| 産業財産権等 | 補助事業が完了した日の属するエネ研の会計年度の終了後５年間。 |  |

別表第４

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 算出方式 |
| 補助金確定額（Ａ） | 「Ａ＝当該補助事業で額の確定、交付を受けた補助金の額」 |
| 補助事業に係る本年度収益額（Ｂ） | 「Ｂ＝（Ｈ－Ｉ）×Ｊ」Ｈ：当該補助事業の実施結果による総収入額Ｉ：当該補助事業の実施結果による総収入額を得るのに要した額Ｊ：総収入額（Ｈ）を得た製品等に係る当該補助事業の研究成果の利用率（％） |
| 本年度までの補助事業に係る支出額（Ｃ） | 「Ｃ＝Ｋ＋Ｌ」Ｋ：補助事業の実績報告書の決算総額（補助事業年度に要した企業の自己負担額も含む）Ｌ：補助事業年度以降に要した追加研究の自己負担額 |
| 控除額（Ｄ） | 「Ｄ＝（Ｋ－Ａ）／５」 |
| 基準納付額（Ｅ） | 「Ｅ＝（Ｂ－Ｄ）×Ａ／Ｃ」 |
| 前年度までの補助事業に係る累積納付額（Ｆ） | 「Ｆ＝Ｍ＋Ｎ」Ｆ：前年度までの補助事業に係る県への累積納付額Ｍ：前年度までの収益納付金Ｎ：財産処分に伴う納付金 |
| 本年度納付額（Ｇ） | 「Ｇ＝Ｅ」（Ａ＞Ｅ＋Ｆの場合）「Ｇ＝Ａ－Ｆ」（Ａ≦Ｅ＋Ｆの場合） |

様式第１号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理　事　長　様

提出者（グループの場合、グループ名を記載）

住所（代表者の〒、所在地）

氏名（代表者となる企業の法人名

および代表者の氏名、各印鑑）

令和 年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金計画書

令和 年度エネルギー研究成果等販路開拓支援事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え、下記のとおり提出します。

記

１．補助事業名称　　　　　　　（販路開拓枠）

○○○○････

２．事業の目的および内容　　　　別紙１のとおり

３．事業の完了の予定期日　　　　開始予定期日　交付決定日

および実施の計画　　　　　　完了予定期日　令和　年　月　日

別紙１のとおり

４．交付申請予定額　　　　　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （補助対象経費　　　　　　　　　　　　 　　　円）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　交付申請予定額　　　　　　　　　　　　　　　円

５．交付申請予定額の算出方法　　別紙２のとおり

６．補助事業の経費の配分および　別紙２のとおり

　　　　経費の使用方法

７．添付書類　　　　　　　　　　別紙１　事業実施計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２　事業内容説明書

　　　　　　　　　　　　　　　　法人の登記簿謄本（写し）

様式第２号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理　事　長　　　様

申請者（グループの場合、グループ名を記載）

住所（代表者の〒、所在地）

氏名（代表者となる企業の法人名

および代表者の氏名、各印鑑）

令和　　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付申請書

令和　年度エネルギー研究成果等販路開拓支援事業について、下記のとおり、補助金の申請を行うとともに、エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付要領に定められた条項を遵守いたします。

記

１．補助事業名　　　　　　　　　（販路開拓枠）

○○○○････

２．事業の目的および内容　　　　別紙１のとおり

３．事業の完了の予定期日　　　　開始予定期日　交付決定日

および実施の計画　　　　　　完了予定期日　令和　年　月　日

別紙１のとおり

４．交付申請額　　　　　　　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　 円

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （補助対象経費　　　　　　　　　　　　　円）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　 円

５．交付申請額の算出方法　　　　別紙２のとおり

６．補助事業の経費の配分　　　　別紙２のとおり

　　　　および経費の使用方法

７．添付書類　　　　　　　　　　別紙１　事業実施計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２　事業内容説明書

　様式第１号（様式第２号）の別紙１

事業実施計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 |  |
| 事業区分 | □　販路開拓枠 |
| グループ名 |  |
| 代 表 者（申請者） | 代表企業名 |  |
| 住　　所 | 〒 | ＴＥＬ |  |
| 氏　　名 |  | ＦＡＸ |  |
| グループ構成 | 機関名（所在地） | 部署・役職等 | 代表者名 | 責任者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| アドバイザー | 機関名（所在地） | 部署・役職等 | 代表者名 | 協力内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 事業目的 |  |
| 事業内容　 |  |
| 成果展開の見込み |  |
| 事 業 費 | 補助事業に要する経費 | 円 | 補助対象経費 | 円 |
| 補助事業に要する経費の内訳 | 区　　　分 | 金額（円） | 区　　分 | 金額（円） |
| 消耗品費 |  | 自己資金 |  |
| 原材料費 |  | 借 入 金 |  |
| 機械装置費 |  | 補 助 金 |  |
| 外注加工費 |  | そ の 他 |  |
| 特許取得費 |  |  |  |
| 調　査　費 |  |  |  |
| 共同研究費 |  |  |  |
| 販路開拓費 |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |
| 合　　　計 |  | 合　　計 |  |
| 申請（予定）額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 | 事業期間 | 　　　　　　年間 |
| 他の類似した補助事業の申請等の有無 | □　無 |
| □　有 | 申請先 |  |
| 研究テーマ |  |
| 本研究との相違点 |  |

様式第１号（様式第２号）の別紙２

事業内容説明書

１．申請者（代表者）の概要（別添可）

　（１）事業内容

　（２）現有する施設・主要設備等

　　　①施　　設

　　　②主要設備

　（３）申請者（代表者）の沿革

２．事業内容

（１）事業の概要（背景、目的、取組内容等）

（２）事業の詳細

　　①具体的な事業内容

【技術的な課題がある場合】

i. 解決すべき技術的問題と、それを解決する手法

 ⅱ.事業の実施場所

　　②技術的な目標

　　（※）下記の例のように、可能な限り具体的な指標と数値を設定してください

　　　　　　　・製造コスト　：　○○円以下（現状　△△円）

　　　　　　　・加工に要する時間　：　○時間以内（現状　△時間）

　　　　　　　・新製品の機能、性能　：　既製品の○○％以上

　　　③従来技術や既製品と比較した事業の特徴・新規性・優位性等

④事業スケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 | 　月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

［参　考］

複数年で計画している場合には、年度ごとに簡略かつ具体的に実績・予定を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 実　施　内　容 | 総事業費（見込） |
| 令和　 年度 |  | 円 |
| 令和 　年度 |  | 円 |

⑤事業体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業分担 | 所在地 | 担当者の詳細 |
| 企業名等 |
| 総責任者 |  | 所属部署：役職：氏名：ＴＥＬ：ＦＡＸ：E–mail： |
|  |
|  |  | 所属部署：役職：氏名：ＴＥＬ：ＦＡＸ：E–mail： |
|  |
|  |  | 所属部署：役職：氏名：ＴＥＬ：ＦＡＸ：E–mail： |
|  |

３．事業化計画

　【販路開拓に係る事業の実施方法】

①事業の実施内容

②新商品・新サービスの概要、新規性、革新性

③顧客市場ニーズ

④実施体制・実現可能性

４．事業の資金計画

（１）資金調達内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 金額（円） | 資金の調達先 |
| 自　己　資　金 |  |  |
| 借　　入　　金 |  |  |
| 補　　助　　金 |  |  |
| そ　　の　　他 |  |  |
|  合　　　　　計 |  |  |

（２）資金支出内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | （注１）品名 | （注２）仕様 | （注３）単位 | 数量 | 単価（円） | （注４）補助事業に要する経費（円） | （注５）補助対象経費（円） | （注６）補助金交付申請額（円） | （注７）備　考 |
| 消耗品費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機械装置費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 外注加工費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特許取得費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調　査　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 共同研究費（注８） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販路開拓費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

(消費税抜)

《資金調達内訳および資金支出内訳の記載注意》

（注１）「品名」には、品名等の名称を記載する。

（注２）「仕様」には、それぞれの形式、性能、構造等を記載する。

（注３）「単位」には、それぞれの物の算出単位を記載する。

（注４）「補助事業に要する経費」とは、当該研究を遂行するのに必要な経費を意味し、ここでは数量に単価を乗じた金額を記載する。

（注５）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費を記載する。

（注６）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、「補助対象経費」の区分小計に補助率を乗じ

た額以内（区分小計のみ記入。千円未満は切り捨てること。）、かつその合計額は補助限度額以内とする。

（注７）備考欄には、購入、借用等の別を記載する。

（注８）大学等と共同研究契約を締結する場合、上記項目に準じた内訳書を添付してください。

５．経営状況

経　営　状　況

（令和　年　月　日現在）

会社名

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期　別項　目 | 第　　期年　月　日から年　月　日 | 第　　期年　月　日から年　月　日 | 第　　期年　月　日から年　月　日 |
| 売 上 高　Ａ |  |  |  |
| 経常利益　Ｂ |  |  |  |
| 総 資 本　Ｃ |  |  |  |
| 自己資本　Ｄ |  |  |  |
| 流動資産　Ｅ |  |  |  |
| 流動負債　Ｆ |  |  |  |
| 総資本経常利益率Ｂ×１００／Ｃ |  |  |  |
| 売上高経常利益率Ｂ×１００／Ａ |  |  |  |
| 自己資本比率Ｄ×１００／Ｃ |  |  |  |
| 流動比率Ｅ×１００／Ｆ |  |  |  |

※本資料は、過去３年分の財務諸表により作成してください。

※金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数第２位を四捨五入し

　て小数第１位まで記入してください。

※過去３年分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写しを添付してください（事業計画書提出時

のみ）。

様式第３号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金計画変更承認申請書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので承認をお願いします。

記

１．補助事業名

２．変更の内容

３．変更の理由

《記載注意》

　１．変更の理由および内容は、できるだけ詳細に記入すること。

２．変更前と変更後の研究開発の資金計画を添付すること。

様式第４号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金の中止（廃止）承認申請書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定（令和　年　月　日付け若エネ産第　　号で変更承認）を受けた上記補助事業の計画を下記のとおり中止（廃止）したいので承認をお願いします。

記

１．補助事業名

２．中止（廃止）の理由

３．中止の期間（廃止の時期）

４．補助事業の進捗および要した経費

様式第５号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金に係る遅延等報告書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業の遅延等について、エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付要領第１１条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．補助事業の進捗状況

３．同上に要した経費

４．遅延等の内容および原因

５．遅延等に対する措置

６．補助事業の遂行および完了の予定

様式第６号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金遂行状況報告書

（令和　年９月３０日現在）

　　　　　　　　　　　　　補助事業名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業の遂行状況について、次のとおり報告します。

１．遂　　行　　状　　況

２．補助対象物件等の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | 仕様 | 単位 | 数量 | 単　価（円） | 金　額（円） | 発　注年月日 | 入　手年月日 | 支　払年月日 | 補助金充当額（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

《記載注意》

　１．申請書の内容説明書と対応させて研究の経過とその成果を簡明に記載すること。

２．研究の日程と実績を比較して、遅速のある場合はその理由を記載すること。

３．自所製造の場合においては、この表中「発注」年月日とあるのは「着手」と、「入手」と

　　あるのは「完成」と読み替えること。

様式第７号

研究成果報告書

１．研究の経過

　（１）研究担当者

　　（研究総責任者および研究担当者等の氏名、職名、所属ならびに分担して研究等をした事項。）

（２）実施場所

　　（実施場所の名称、所在地および電話番号、２ヶ所以上に分かれるときはそれぞれの場所で実

　　　施した主たる研究項目。）

（３）研究期間

　　　開始　　　　　年　　月　　日

　　　終了　　　　　年　　月　　日

（４）研究の日程

　　（研究等の開始から完了（終了）までの日程を研究等の段階に従って記載すること。）

（５）研究の実績

　　（申請書の内容説明書と対応させて、研究等のために使用した設備、材料および研究の経過

　　　ならびに内容について、図面、図表または写真等も含めて詳細に記載すること。）

２．特許または実用新案の登録の出願をしているときはその状況

３．研究の成果

４．成果の展開方向（企業化の見通し）

（成果を企業化する見込、時期、企業化の規模、量産化したときの製品価格、他社との競争力、輸出見込量、金額および主たる仕向け先ならびに従来品と比較した場合の優劣等について記載すること。）

様式第８号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金実績報告書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．事業の交付決定額　　　　　　　交付決定額　〇，〇〇〇，〇〇〇円

　　およびその精算額　　　　　　　精算額　　　〇，〇〇〇，〇〇〇円

３．事業の実施期間　　　　　　　　令和　年　月　日（交付決定日）～令和　年　月　日

４．添付書類　　　　　　　　　　　別紙１　決算総表

　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙２　収支明細書

様式第８号の別紙１

決　算　総　表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予算額（当初）　　　（円） | 予算額（変更後）　　　　　　　  （円） | 決算額（円） | 補助金充当額（円） | 備　　考 |
| 支　　出 | 消耗品費 |  |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |  |
| 機械装置費 |  |  |  |  |  |
| 外注加工費 |  |  |  |  |  |
| 特許取得費 |  |  |  |  |  |
| 調　査　費 |  |  |  |  |  |
| 共同研究費 |  |  |  |  |  |
| 販路開拓費 |  |  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |
| 収　　入 | 自己資金 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

　　上記のとおり相違ありません

　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

様式第８号の別紙２

収　支　明　細　書

（１）支出

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | 単位 | 数量 | 単価（円） | 金　額（円） | 発　注年月日 | 入　手年月日 | 支　払年月日 | 支払先 | 補助金充当額（円） | 備考 |
| 予算額（当初） | 予算額（変更後） | 決算額 | 補助対象経費 |
| 消耗品費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機械装置費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 外注加工費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特許取得費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調　査　費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 共同研究費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販路開拓費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 区分小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（消費税抜）

（２）収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　額（円） | 調　達年月日 | 調　達　先 | 備　　　考 |
| 予算額（当初） | 予算額（変更後） | 決算額 |
| 自己資金 |  |  |  |  |  |  |
| 借　入　金 |  |  |  |  |  |  |
| 補　助　金 |  |  |  |  |  |  |
| そ　の　他 |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |

《記載注意》

　１．この収支明細書中、予算額（当初）とは申請書に記載したものをいい、予算額（変更後）とは補助事業計画を変更し、その承認を受けた金額をいう。

　２．補助事業に要する経費の未払、未了分については支払予定年月日を備考欄に記載すること。（補助事業終了日までに支払が終了（約束手形については決済終了）していないものは補助対象経費と認めない。）

　３．収支明細書の記載にあたっては、根拠となる領収書等を費目毎に整理、提出すること。

様式第９号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

令和　年度 エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金精算払請求書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で額の確定の通知があった上記補助金について、エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金第１５条の規定に基づき、下記の金額の支払を請求します。

記

１．補助事業名

２．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．補助金の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４．請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

様式第１０号

取得財産等管理台帳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和　年度　補助事業名　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

《記載注意》

　１．財産名の区分は、①原材料、②機械装置、③外注加工、④産業財産権等、⑤その他

　２．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第１１号

　令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

　　　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、承認を申請します。

記

１．補助事業名

２．取得財産の品目および取得年月日

３．取得価格および時価

４．処分の方法

５．処分の理由

様式第１２号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　様

補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

　　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金に係る企業化状況報告書

　　　　年　月　日付け若エネ産第　　号で補助金の交付決定を受けた上記補助事業に関し、

令和　年度の企業化状況について、エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付要領第１７条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 研究開発題目 | 補助金確定額（A） | 補助事業に係る本年度の総収入額（H） | 補助事業に係る本年度収益額（B） | 本年度までの補助事業に係る支出額（C） | 控除額（D） | 基準納付額（E） | 前年度までの補助事業に係る県への累積納付額（F） | 本年度納付額（G） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １．追加研究の状況２．企業化の状況３．今後の予定４．補助事業により取得した財産の状況 |

《記載注意》

　１．別表第４に基づく算出根拠を添付すること。

　２．補助事業により取得した財産（補助対象取得物品）の状況（使用状況、保管管理場所等）に

変更があった場合は、変更の内容を記載するとともに、変更後の取得財産等管理台帳（様式第１０号）を添付すること。

様式第１３号

令和　年　月　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

　理　事　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者（グループの場合、グループ名を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（代表者の郵便番号、所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 氏　名（代表者となる企業の法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　および代表者の氏名、印鑑）

　　年度　エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金に係る産業財産権届出書

　年　月　日付け若エネ産第　　　号で補助金等の交付決定を受けた上記補助事業に関し、下記のとおり産業財産権の出願または取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、エネルギー研究成果等販路開拓支援事業補助金交付要領第１９条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．種類（番号および産業財産権の種類）

３．出願または取得

４．内容

５．相手先および条件（譲渡および実施権設定の場合）

《記載注意》

　１．届出が必要になる場合

　　　補助事業年度または補助事業年度終了後の５年以内に

　　　ア．産業財産権を出願した場合

　　　イ．産業財産権を取得した場合

　　（注：ア．で届出をした後、産業財産権を取得した場合も届出が必要です。）

　　ウ．取得した産業財産権を第三者に譲渡または実施権の設定をした場合

　　　　　（注：イ．で届出をした後。）